

審査請求に対する裁決について

審査請求人が令和5年7月3日付けで提起した管理情報開示・訂正等拒否決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

2024年（令和6年）9月26日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将 宏

1 裁決書

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、令和5年7月3日付けでされた審査請求について、藤沢市個人情報保護審査会から答申を受けたことから、行政不服審査法第44条の規定に基づき、裁決する必要による。

参 考

行政不服審査法 抜粋

（裁決の時期）

第44条 審査庁は、行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号又は第三号に規定する議を経たとき）は、遅滞なく、裁決をしなければならない。